「長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査基準」に対する府民意見等の募集結果

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | ご意見等の内容 | 大阪府の考え方（ご意見等への回答） |
| １ | 第１（１）ただし書き以降について、「法令の規定により」というのは、長期優良住宅の法令として解釈するのか。または、次の各項による法令によるとして解釈するのか。 | 第１（１）ただし書き以降の「法令の規定により」については、次の各項による法令を示しますので、「区域を指定する法令の規定により」に変更し、第１に示す法の定義と明確に区別できるよう対応します。 |
| ２ | 都市計画法第４条第６項の都市施設内の具体例として、都市計画道路予定区域が建築物にかからない場合は、前述の法令の手続きで認定可能として解釈してよいか。 | 建築物が区域に含まれるかどうかを判断の基本とします。例示された都市計画道路予定区域の場合は、都市計画施設明示等により、認定申請対象住宅が区域に含まれないことが確認できれば、認定可能です。 |
| ３ | 施行予定日が２月20日となっているが、いつからの申請で適用されるのか。例えば２月15日に認定申請をした物件で第２（１）ウに該当する区域の場合、認定可能として考えてよろしいか。 | 施行日は、法改正施行日の令和４年２月20日と整合を図りますが、20日日曜日は閉庁日であるため、２月21日月曜日からの適用となります。よって、２月15日付けの認定申請案件は、第２の自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する基準への適合については、審査対象外です。 |
| ４ | 「長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査基準」（案）第１(1)の「認定申請対象住宅」と長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(国土交通省告示第209号)第二定義の「認定対象住戸」、「認定対象建築物」とは異なるものなのか。あえて「認定申請対象住宅」を定義する必要があるのか。 | 「認定対象住戸」及び「認定対象建築物」は、「平成21年国土交通省告示第209号長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準」で使われる用語であり、告示第209号以外に用語の定義が及びません。「認定申請対象住宅」は、「令和３年国土交通省告示第1364号（長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針（平成21年国土交通省告示第208号）の改正）」において、「認定を受けて建築しようとする長期優良住宅」を示す用語として位置付けられているため、本基準においてもその定義としています。 |